

第22回 監視専門調査会 説明資料

平成25年9月24日
厚生労働省

女子差別撤廃委員会最終見解に対する対応状況（厚生労働省）

以下、厚労省関係パラを抜粋

【パラ32：女性に対する暴力】

- 委員会は、女性に対する暴力に関する取組を強化すること、保護命令の発令を迅速化すること、女性に対する暴力の被害者が相談できる24時間無料のホットラインを開設することを締約国に勧告する。
 - 委員会は、警察官、裁判官、医療従事者、ソーシャルワーカーをはじめとする公務員が、関連法規について熟知し、女性に対するあらゆる形態の暴力に敏感であることや被害者に適切な支援を提供できることを確保させるよう締約国に要請する。
 - 委員会は、配偶者等からの暴力を含め女性に対するあらゆる形態の暴力の発生率、原因及び結果に関するデータを収集し、調査を実施し、更に包括的な施策やターゲットを絞った介入の基礎としてこれらのデータを活用することを締約国に要請する。委員会は、次回報告に、統計データ及び実行した措置の結果を盛り込むことを締約国に求める。
- 東日本大震災後の社会不安の高まりを受け、一般社団法人「社会的包摂サポートセンター」では、24時間365日無料の電話相談窓口「寄り添いホットライン」を開設している。当該電話相談は、女性に対する性暴力やDVをはじめ、一般的な生活上の悩みやセクシャルマイノリティ、自殺に関する悩みなどについての専門ラインを開設し、悩みを傾聴している。
 - 売春防止法の規定に基づき、厚生労働省では、各都道府県に設置される婦人相談所、婦人保護施設に対する助成を行っている。また、都道府県・各市に配置される婦人相談員に係る経費の一部について、補助を行っている。
 - 婦人相談所職員、婦人相談員に対して、DVに関する施策等について、毎年度会議・研修会を開催している。
 - 各都道府県に対して、毎年度、婦人保護事業に係る実態調査を行い、施策の立案等に活用している。

女子差別撤廃委員会最終見解に対する対応状況（厚生労働省）

【パラ40：人身取引及び売春による性的搾取】

- 委員会は、人身取引の被害者を保護、支援するため、また、女性の経済状況を改善するための取組を拡充し、搾取や人身取引業者に対する女性の脆弱性を解消することによって人身取引の根本的原因の解決を図るためのさらなる措置を講じること、及び売春による性的搾取や人身取引の被害者である女性や女児の回復及び社会復帰のための施策を講じることが締約国に要請する。
- 委員会はまた、売春をした者の社会復帰促進策を実施し、売春による性的搾取の被害を受けた女性や女児のために回復プログラム及び経済力強化プログラムを提供するよう締約国に要請する。

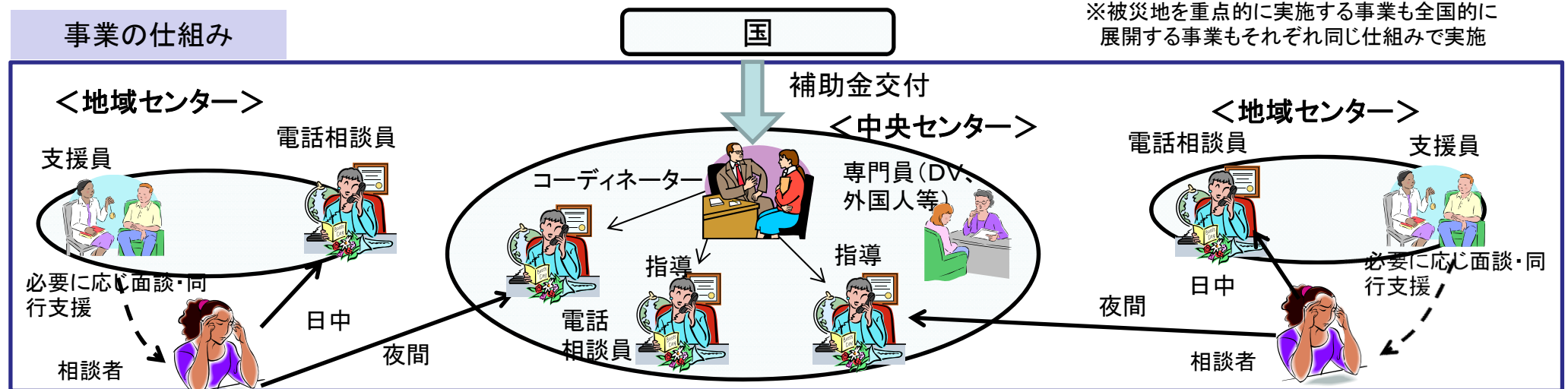
- 婦人相談所で一時保護された人身取引被害女性に対し、本人の希望と必要性に応じて、心理職によるカウンセリング等の援助を行っているほか、他の法制度が利用できない場合に医療費を支給している。
また、被害者が児童である場合には、児童相談所において、必要に応じて心理的ケアや精神的な治療を行っている。
- 婦人相談所において、支援の必要な女性からの相談を受け付けており、適切な指導等を行っているほか、一時保護施設、婦人保護施設において、入所を受け入れている。

(参考資料)

寄り添い型相談支援事業について（社会・援護局 所管事業）

- 一般的な生活上の悩みをはじめ、生活困窮者、DV被害者など社会的な繋がりが希薄な方々の相談先として、24時間365日無料の電話相談窓口を設置するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な解決に繋げる寄り添い支援を行う。
- 事業は、公募により選定した法人（(社)社会的包摂サポートセンター）が実施。「中央センター」を設置するとともに、各地域で活動している団体の協力を得て「地域センター」を設置。
- 「中央センター」は、事業全体を統括するとともに、地域センターでは対応できない時間や地域等を補完する形で全国からの電話相談を受け付ける。「地域センター」は、担当する地域からの電話相談を受け付けるとともに、必要に応じ、面接相談、同行支援を行い、相談者の具体的な問題解決につなげる支援を行う。
- 平成25年度予算額 15億円（被災地支援事業（東日本大震災復興特別会計（復興庁計上）、5億円）と全国支援事業（一般会計（厚生労働省計上）、10億円）を実施）※セーフティネット支援対策等事業費補助金（250億円）のメニュー
- 寄り添い型相談支援事業選定・評価委員会委員（◎座長）
 - ◎田中 茂（慶応義塾大学大学院教授）
 - 鎌田 實（諏訪中央病院名誉院長）
 - 宮本 みち子（放送大学教養学部教授）
 - 岩淵 勝好（東北福祉大学教授）

事業の仕組み



これまでの経過

- ・平成23年度第3次補正予算により事業開始（内閣府において予算計上を行い、厚労省に移し替えを行い事業実施※H24年度までの取扱い）
- ・平成25年度予算からは、「被災地（岩手、宮城、福島）事業」と「全国（被災地3県を除く）支援事業」と区分を分けて事業実施。

婦人保護事業の各機関

(25年度 予算額)

婦人相談所

- 売春防止法に基づき都道府県に設置され、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務も行う
- 全国49か所(平成24年度)
- 一時保護機能を持ち、要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の相談・支援、一時保護委託を行う
- 一時保護に係る人件費や入所者の生活費について、婦人保護事業費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約9億円)
- 婦人相談所活動費、外国人婦女子緊急一時保護経費等の一部について、婦人相談所運営費負担金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約2千万円)

婦人相談員

- 売春防止法に基づき都道府県、市等が委嘱し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく業務を行う
- 1, 217人(平成24年4月1日現在)
47都道府県 463人
317市(東京23区含む) 754人
- 都道府県婦人相談所、市福祉事務所等に所属し、要保護女子、DV被害者の相談・指導を行う
- 婦人相談員活動強化対策費(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

婦人保護施設

- 売春防止法に基づき都道府県や社会福祉法人が設置し、また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律に基づく保護も行う
- 全国39都道府県に49か所(平成24年度)
- 要保護女子、DV被害者、人身取引被害者の保護、自立のための支援を行う
- 施設職員の人件費、入所者の生活費について、婦人保護事業費補助金にて対応
(国1/2 都道府県1/2 国庫予算額約12億円)

婦人相談所等における人身取引被害者の保護の状況

厚生労働省雇用均等・児童家庭局(平成24年3月31日現在)

- 保護した被害者はすべて女性で合計343人。うち337人は婦人相談所が担当。その他の6人は児童相談所が担当(平成17年度5人・18年度1人)。
- フィリピン人・インドネシア人・タイ人の合計で全体の87%。
- 保護に至る相談経路の95%は警察もしくは入国管理局。
- 18歳未満は計16人。最年少は15歳。平均年齢24.8歳。

①年度別保護実績(合計343人)

平成13年度	1人(タイ1人)
平成14年度	2人(タイ2人)
平成15年度	6人(タイ3人・フィリピン人3人)
平成16年度	24人(タイ15人・台湾4人・インドネシア3人・韓国1人・コロンビア1人)
平成17年度	117人(フィリピン64人・インドネシア40人・台湾6人・タイ4人・中国2人・韓国1人)
平成18年度	36人(インドネシア17人・フィリピン12人・タイ4人・台湾2人・韓国1人)
平成19年度	36人(フィリピン19人・韓国5人・タイ5人・インドネシア4人・ルーマニア1人・台湾2人)
平成20年度	39人(タイ22人・フィリピン11人・台湾3人・中国2人・バングラデシュ1人)
平成21年度	14人(フィリピン7人・タイ4人・中国2人・台湾1人)
平成22年度	33人(フィリピン25人・日本4人・タイ3人・韓国1人)
平成23年度	35人(インドネシア13人・フィリピン11人・タイ10人・中国1人)

②都道府県別保護実績(合計343人)

愛知県 67人 長野県 39人 東京都 **33人 千葉県 30人 栃木県 27人
岐阜県 22人 秋田県 18人 島根県 14人 岡山県13人 山口県 10人
群馬県 9人 広島県 *9人 鳥取県 9人 茨城県 8人 神奈川県 8人
大阪府 7人 福岡県 7人 熊本県 6人 兵庫県 5人 徳島県 3人
鹿児島県2人 福島県・埼玉県・新潟県・静岡県・三重県・大分県・沖縄県 各1人

*6人が島根県より移管のため合計には算入せず

**3人が群馬県より移管、1人が長野県からの保護依頼のため合計に算入せず

③一時保護委託実績(343人のうち118人)

平成17年4月1日～平成24年3月31日までに118人の一時保護委託を実施

内訳 婦人保護施設 *47人・母子生活支援施設41人・民間シェルター30人

児童自立援助ホーム1人

*うち1人は2回目の委託のため合計には算入せず

④平均保護日数 36.7日

婦人保護事業関係(DV対策・人身取引被害者支援等) 概算要求の概要

平成26年度概算要求額(本年度予算額)

※児童虐待・DV対策等総合支援事業(統合補助金)を含む。

6,073百万円(5,740百万円) <※>

1 婦人相談所における支援 (婦人相談所運営費負担金) 18百万円

- 婦人相談所における広域措置の実施 他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。
- 外国人婦女子緊急一時保護経費 外国人のDV被害者・人身取引被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う。また、人身取引被害者については、基本的に他法他制度の利用ができない場合に医療費を支給する。

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援 2,107百万円

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者・人身取引被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○心理療法担当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法担当職員を配置し、DV被害者・人身取引被害者等及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者、人身取引被害者等や職員の安全の確保を図る。

○婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 3, 948百万円の内数

○婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

4 DV対策・人身取引被害者等の機能強化 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 3, 948百万円の内数

○DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業

DV被害者等の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○DV相談担当職員研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等に対し、DVの特性等に関する理解を深めるために必要な研修を実施する。

また、職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施する。

○休日夜間電話相談事業

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○専門通訳者養成研修事業

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施することにより、外国人DV被害者・人身取引被害者等への適切な支援を確保する。

○法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者・人身取引被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。

5 (新)DV被害者等自立生活援助モデル事業 (児童虐待・DV対策等総合支援事業) 3, 948百万円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。